

Twitter等のソーシャルメディア運用内規

(目的)

1. 本内規は一般社団法人情報科学技術協会(以下、協会)が情報発信のためにTwitter等のソーシャルメディアを利用する際の運用方法について定める。

(発信する情報)

2. 発信する情報は以下の通りとする。

- 1) 協会が主催または共催する行事・研修会・会合などイベント情報
- 2) 協会が発行する会誌や書籍などの出版物に関する情報
- 3) 協会の関連団体の活動に関する情報
- 4) 協会と協会が行う諸活動の認知度向上とそれに伴う協会活動の活性化とを目的とする広報活動としての情報

(情報の発信者)

3. 2に定める各情報の発信者は以下の通りとする。

- 1) 協会のイベント情報：事務局
- 2) 協会の出版物：事務局
- 3) 関連団体の活動：事務局
- 4) 広報活動としての情報：広報委員会
- 5) 1)～3)の事務局からの発信は広報委員会が代行する場合もある。

(アカウントの作成・管理・運用)

4. アカウントの運用方法は以下の通りとする。

- 1) 新たなアカウントは、会長または会長が指名する責任者(以下、責任者)が作成する。
- 2) アカウントの使用は会長と責任者が指名する者(以下、使用者)が使用する。なお、使用者には必ず事務局を含める。
- 3) アカウントの管理的事項(ID、パスワード、メールアドレス等)は、アカウントを作成した会長または責任者が管理し、事務局はその内容を把握するとともに使用者への連絡等の運用に際してのサポートを行う。

(情報発信における留意事項)

5. 各情報の発信における留意事項を以下の通り定める。

- 1) イベント情報はホームページ掲載または案内配布開始と同時に発信する。また、イベントの内容や開催日時等に変更が生じた場合は、ただちに発信する。
- 2) 出版物の情報は発行内容や発行時期が確定した時点以降で発信する。
- 3) 関連団体の情報発信は、原則として関連団体からの要望に応じるが、過去にメーリングリスト等で情報発信したことがない初めてのケースは、会長の判断に従う。
- 4) 広報活動としての情報発信では、個人的な主義・主張を述べてはならない。
- 5) いずれの情報発信においても、協会または関係者その他の第三者を誹謗・中傷するような内容を発信はしてはならない。

(附則)

1. 本内規の変更は理事会で行う
2. 本内規は2016年7月27日の理事会により承認され、同日より発効した